

## 第六章 混 合

### 第二十七條 機械練り

- (1) コンクリートの混合は特に責任技術者の指示なき限りは、バツチ・ミキサーを使用すべし。
- (2) コンクリート材料は充分混合せられ、其の出来上りは色合一樣にして粘性に富みその質齊等たるを要す。
- (3) 混合はミキサー内に全部材料を入れたる後毎秒 1m の回転外周速度に於て一分間以上回轉すべし。
- (4) ミキサー内のコンクリート全部を排出したる後にあらざれば、新たに材料をミキサー内に供給すべからず。ミキサーは之が作業の前後に於て充分掃除を行ふべし。

### 第二十八條 手練り

- (1) 責任技術者の承認を得たる時は、手練りを用ふる事を得。手練りは水密性練臺上に於て之を行ふべし。
- (2) 手練りの順序は先づモルタルを造り次に粗骨材を加へ充分混合してコンクリートを造るものとす。其の出来上りは前條機械練りに準ずべし。

### 第二十九條 練返し

一部凝結したるコンクリート又はモルタルは、之を練り返すとも使用する事を得ず。

### 第三十條 試 験

コンクリート工事中は責任技術者の指示に従ひ其の品質を確むる爲めに、ウォーカビリチー試験及抗圧強度試験を行ふべし。

ウォーカビリチー試験及抗圧強度試験は、夫々附録第五章及第六章に規定せる標準試験方法に依るものとす。